特 記 仕 様 書

第1章 総 則

- 第1条 この特記仕様書は、預託シセ修繕第1号 総合運動公園駐車場区画線修繕 に適用する。
- 第2条 本工事は、この特記仕様書によるほか鹿児島県土木部制定「土木工事共通仕様書」(平成2年4月)、土木学会制定「コンクリート標準示方書」(2007年度制定版)及び鹿児島県土木部制定「土木工事施工管理基準」(平成17年4月)「土木請負工事必携」(平成18年4月)、「舗装設計施工指針」(平成18年度版)、「舗装施工便覧」(平成18年度版)によって施工するものとし、仕様書及び基準書等は現場事務所に常備しなければならない。
- 第3条 請負人は、本工事の着手前に必要な調査測量を行うとともに、設計図書を確認し、設計 図書及び仕様書に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、その指示に従わなけれ ばならない。また、設計図書に明記してなくても構造上必要なものは、監督職員の指示に より施工するものとする。
- 第4条 請負人は、調査、施工計画、出来高成果、検査等のために専属して経験のある技術者を 常置し監督職員の要求に応じて報告しなければならない。
- 第5条 本工事の工事数量は別紙「工事数量総括表」のとおりとする。なお、この数量に変更を 生じた場合は協議のうえ契約変更の対象とする。
- 第6条 本工事着手前に総合工程表及び全体施工計画書(工事計画、保安計画、その他施工上必要な事柄一切に関するもの)を提出し監督員の承諾を受けること。
- 第7条 請負者は、監督員の指示する様式により沿道建築物及び井戸等の調査を事前と事後に行い、調査結果を報告すること。
- 第8条 工事中は歩行者及び車両の誘導のために誘導員を配置し、工事現場内と沿線の保安に努めること。
- 第9条 現場においては、現場事務所、仮設便所、材料置場、休憩所等を設置すること。
- 第10条 請負者は、現場事務所に事務員を常駐させない場合は、緊急連絡のため現場代理人は携 帯電話等を携帯すること。
- 第11条 工事施工に起因して通常発生する物件等の毀損補償及び騒音、振動、濁水、交通等による一般的損失に係る補償は、本工事に含まれる。
- 第12条 工事における安全・訓練等の実施について
 - 1 本工事の実施に際し、現場に即した安全訓練等の実施について、工事着手後、原則として作業員の参加により月当たり半日以上、もしくは月当たり2回2時間以上の時間を割り当てるものとする。
 - なお、下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全訓練等として必要な事項
- 2 安全訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画 を作成し、監督員に提出するものとする。

3 安全訓練等の実施状況を別紙報告書(工事月報及び実施状況写真等を含む)に記録し提出するものとする。

第13条 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作 のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもので製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第2章 工事施工

第1条 下検査

本工事が完成した時は、工事検査の前に監督員の下検査を受けなければならない。

第2条 工事検査

- 1 工事の既済部分検査、完成検査にあたっては現場代理人及び主任技術者が立会の 上、検査を受けなければならない。
- 2 請負者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処理につき、検査職員の指示に従わなければならない。

3 検査において不合格となった箇所が既済部分であっても手直しを命ずることがで きる。

第3条 規格値

品質及び出来形は、本仕様書で定める他は別に定める規格値を満足するものとする。

第4章 施工・技術管理

第1条 施工管理

請負者は、別に定める土木工事施工管理基準により施工管理を行いその記録を提出しなければならない。

第2条 工事現場管理

- 1 請負者は、工事施工中監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害となるような行為または、公衆に迷惑を及ぼす施工方法をしてはならない。
- 2 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう監督職員と協議のうえ、必要な防護工等の措置を施さなければならない。
- 3 上記構造物に対して損傷を及ぼした時は監督職員と協議のうえ監督職員が必要と認めた時は請負者の責任において原形復旧するものとする。
- 4 火薬類を使用し工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員の承認を得なければならない。
- 5 請負者は工事現場の一般通行人の見易い場所に工事名、期間、事業主体名、工事請負者名、 電話番号及び現場責任者氏名を記入した大型の工事標識板を設置するものとする。特に道路 に係る工事の施工にあたっては交通の安全について監督職員、道路管理者及び所轄警察署と 協議し道路標識令、道路工事現場における標示設置等の設置基準に基づき交通安全について 必要な処置を講じなければならない。

第3条 工事検査

- 1 工事の既済部分検査、完成検査にあたっては現場代理人及び主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。
- 2 請負者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処置につき、検査職員の指示に従わなければならない。
- 3 検査において不合格となった箇所が既済部分であっても手直しを命ずることができる。

第4条 工事写真

- 1 請負者は工事の進行とともに請負者の負担において次の記録写真を撮影し、工事完成後監督 職員へ提出しなければならない。
 - (1) 工事施工状況一般
 - (2) 完成後外面から明視できない箇所
 - (3) その他特に監督職員が指示した箇所
- 2 撮影の際は、できるだけ被写体の寸法がわかるようにスケール(巻尺、ポール、箱尺等)を同時に撮影しなければならない。
- 3 工事写真にデジタルカメラを使用する場合は、有効画素数を120万画素以上、プリンターはフルカラー600dpi以上とし、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものする。
- 4 現行のカラー写真と電子媒体による写真の混合管理は原則として行わないこと。
- 5 電子媒体の保存は、5年間とする。なお保存仕様については下記事項を参照に監督員と協議すること

- (1) 記録画像ファイル形式は I P E G 形式 (非圧縮~圧縮率 1 / 8 まで)とすること。
- (2) 電子媒体は、原則としてCD-ROM、MO (230MB) としこれ以外の電子媒体の場合 については、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 請負者は、電子媒体による工事記録写真の撮影・整理等を行う場合において、監督員の 指示があった場合は、その指示のあった工種について、電子媒体以外の通常の撮影手段に よる撮影・整理を行わなければならない。
- 第5条 鹿児島県土木部が定めた「土木工事施工管理基準」によって請負者は、管理基準にもうけた必要項目を決定し十分な管理を行わなければならない。

第5章 安全管理

第1条 請負者は、労働安全衛生法及び同法に基づく命令の規定を尊守し安全確保につとめなければならない。又請負者は、工事期間中、有能な安全巡視員または、安全管理員を配置し、工事現場における安全に関する巡視・点検連絡調整等工事地域内全般の監視及び連絡を行わせ、安全確保につとめなればならない。

第6章 公害防止等のための措置

第1条 請負者は工事の着手前に、本工事によって影響を受ける恐れのある地域内の地物の事前調査 を行わなければならない。

又、請負者は、本工事の施工にあたり騒音、振動等を少なくするほか散水、その他、飛砂塵介の出ないよう措置をとらなければならない。

第7章 提出書類

- 第1条 請負者は工事の進捗状況により、次に定める施工管理に係る図書を整理のうえ、監督職員に提出しなければならない。
 - (1) 品質管理 管理図表及び総括表
 - (2) 出来形管理 出来形管理図、写真管理資料
 - (3) 工事管理 工程管理資料

第8章 前払金

第1条 請負代金額が100万円以上の契約については、40%の範囲内で前払金を請求することが出来る。(ただし、5000万を限度とする。)

第9章 工事の施工

第2条 再生資源利用促進計画書(実施書)

再生資源利用促進計画書(別紙・様式-1)及び再生資源促進計画書(別紙・様式-2)を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。(データは CDにて提出)

第3条 定期点検

- 1 請負業者は、車両系建設機械については、1年以内ごと1回、定期的に自主検査等を行わなければならない。
- 2 請負業者は、使用機械ならびに車両等の始業前点検がなされ、管理しなければならない。 またその記録は、完成書類に含めて提出すること。

第4条 着工前測量

1 概算数量による設計のため、請負者は、着工前測量を必ず行い、その結果を必ず監督員

に報告しなければならない。

- 2 着工前測量を行う際に、既設護岸の根入長を必ず確認すること。
- 3 工事箇所1箇所あたり図面作成費を3枚計上している。監督員と協議の上作成すること。

第5条 竣工図

請負者は、工事竣工後すみやかに、平面図、縦断図、横断図、構造図等の竣工図を提出しなければならない。その際、監督員の指示に従った様式で提出しなければならない。

第10章 その他

第1条 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により、未対策型建設機械を使用してもよいものとする。ただし、設計変更の対象とする。

(1)バックホウ,(2)ホイルローダ,(3)ブルドーザ,(4)発動発電機,(5)空気圧縮機,(6)油圧ユニット,(7)ローラ類,(8)ラフテレーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第2条 工事月報

工事の進捗状況が把握できるよう、毎月工事月報を翌月初めに必ず提出しなければならない。

第3条 工事打合せ

請負者が契約書及び設計図書に基づく協議、通知提出、報告等に関しては、工事打合せ書(別紙・様式-3)にその旨を記入し監督員に提出しなければならない。緊急の場合を除いては、打合せ等は原則として書面による打合せとする。

第4条 緊急連絡

請負業者は、現場事務所に事務員を常駐させない場合は、緊急連絡のため現場代理人は携帯電話又はポケットベル等を携帯すること。

第5条 施工体制台帳及び施工体制図の作成

請負者は、工事を施工するために締結した下請け代金の総額が3,000万円以上の工事、または、請負金額1,500万円以上の工事で工事の一部を下請けに付する工事については、建設業法第24条の7により、作成することが義務付けられている。ただし、本市発注の工事においては請負代金に関係なく施工体制台帳及び施工体制図を作成し監督員に提出しなければならない。施工体系図は、現場事務所で公衆の見やすい場所に掲げなければならない。なお、様式には管理技術者、主任技術者(下請けを含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名も記載するものとする。

第6条 工事用名札

請負者は、管理技術者、主任技術者(下請けを含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着服しなければならない。(名札の大きさは名刺サイズ以上とする。)

第7条 緊急保安体制

台風、集中豪雨等の不足の事態が発生した場合は、全作業を中止し、路上の整理や資料の片付けを行い、総員にてその対応に当たるべく努力すること。なお、土のう袋、スコップ、消火器等の緊急時に必要な道具は常に現場事務所に備えておかなければならない。

第8条 住民への周知

請負者は、本工事の着工前に工事区間の地区公民館長・付近の公的機関等に、工事内容説明を行わなければならない。また、工事区間の住民には、数日前に工事の予告をすること。

第9条 第三者保険等について

- 1 工事目的及び工事材料については、火災保険、建設工事保険その他の保険に加入しなければならない。
- 2 加入している保険等の証券または、これに代わるものと提示し、業務着手届に写しを添付しなければならない。